

ている。早朝フライトに乗る予定でタクシーに乗車していた邦人が、本物の警察官と見られる者に職務質問され、パスポートの提示を求められた際不当な金銭要求があったもの。ある事案では入国管理局へパスポートを預けていたためにコピーしか所持しておらず、原本でないことを理由に警察署へ連行すると言われ、不当に金銭を要求された。

本件を受け、大使館ではジャカルタ警視庁監察部へ本件事案を報告し、悪徳警官の取締りの申し入れを先月2度行った。今のところ再発の報告はないが、再び発生するおそれも否定できない。被害の傾向としては、早朝タクシーを利用する際、特に北ジャカルタのコタ周辺や中央ジャカルタのスティルマン通りのスティルマン駅とシャングリラホテル近くのアンダーパス周辺の人目に付かない所で発生している。可能であれば、社用車を利用する又は同僚が同乗し複数で対応する等の対策をお願いしたい。

(補足)

別の事例でも、出張者が早朝便に乗るため、ホテルからタクシーに乗車したが、高速入口にて検問をしていた警察官(または警官を装った者)から不当な金銭要求があったとの報告を受けている。フライトに乗らなくてはならない時間的な制約を突いた事案であり、大使館としても警視庁に申し入れをしているところである。警視庁からも善処したいとの発言はあったが、警視庁からは被害に遭った日時、場所、金銭被害額、警察車両のナンバープレートか制服の胸に付けている公務員番号と名前を添えて、正式に被害届を出してほしいとの要請を受けている。

なお、対処法の一例として、警察が不当な金銭要求を行ってきた場合には「Saya akan lapor ke Propam (警察の監察部に報告します)」と言うことも有効かと思う。また、自衛策として、早朝便は使わない、社用車で送迎する、あるいは比較的しっかりしているホテル・タクシーを使うなども必要かと思う。被害に遭った際には乗っていたタクシーのナンバーを控えておくことで、事後的にタクシー運転手からの証言を得ることもできる。

(質問) タクシーを極力使わずに社用車の方が良いということであるが、ホテル・タクシー・警察が結託している、という可能性が高いのか。

(回答) 過去の事例ではホテルを出た直後に検問に遭うというケースが多いので、その可能性も排除できない。社用車を使った方が良いというのは、社用車利用時におけるこの種の報告がないこと、また、社用車の場合は運転手が証人になりうる可能性があり、事後の対応のために推奨するもの。

(質問) 警察官は公務員番号と名前の記載されたタグを胸に付けている、とのことであるが、通常公道で検問をしている警察は、黄色のジャケットを着ていることが多いが、正規に検問をしている警察官は黄色いジャケットの上にネームタグを付けている、という理解で良いか。

(回答) 公務員番号と名前のタグは、制服についていると聞いている。従って、ジャケットを着ている場合には目視で確認することは難しいかもしれない。

3. 最新の医療事情等

デング熱流行の兆しが見られる。発症の情報があれば参考までにご報告いただきたい。雨期の終わりにデング熱が流行しがちである。医療機関によると、日本人のみならず現地の方も多く罹患している由。

4. その他

(1) 入国管理局による査察強化

一部報道でも取り上げられているが、昨今、入国管理局による一斉査察が行われた由。報道によれば千名以上が摘発され、国外退去もしくは不法行為を行っていたものは起訴処分に処される予定との由。一部には日本人も交じっており、国外退去となる予定、との情報にも接している。

一部日系企業では、工場で日本からの出張者がマルチプル商用ビザ(211)のステータスで作業をしていたところを拘束された、という事案も承知している。就労ビザを有していた駐在員は問題はなかった。JJCが入管総局とビザに関する大臣令に記載のあるビザの活動範囲を照会していると聞いているが、現状マルチプル商用ビザ(211)で工場に入るのはリスクがあるとの認識である。

自宅にも査察が入っているとも聞いている。大使館では邦人が拘束されるような事案があった場合には、入管当局に事実関係の確認と人道的取り扱いの要請を行っている。KITAS・パスポートの原本不携帯の場合には、企業側がパスポートの原本を持参して夜になってようやく解放された、という報告も受けている。

(2) デモ関連の情報

5月20日(民族覚醒の日)に学生によるデモが行われるとの情報あり。HIから大統領宮殿への行進が予定されている。交通規制・渋滞の可能性があるので、注意が必要。学生による特別な日のデモということで、統率の利かない可能性もあり、デモに遭遇しても近寄らないなどの注意を払うようお願いしたい。また、ソーシャルメディアによってデモ参加の勧誘をしているとの情報にも接している。

(質問) デモの目的は何か。

(回答) 不十分な経済政策を踏まえ、ジョコウィ大統領の退陣を要求するもの。

(3) 査証免除の動向

日本人の一般旅券所持者に対する査証免除については、大統領令に署名がなされれば遠からず実施される見込みである。現在伝わってきている情報によると、VOAはそのまま残り、観光に限って査証免除となる可能性があるが、最終的には大統領の判断次第。査証免除の日数は30日間とする説があるが、まだはっきりしていないのが現状である。

4. 質疑応答、各社(団体)からの報告等

(報告)

ローカルのTVニュースでも、アジア系外国人が入管当局に摘発される報道がなされていた。工業団地では入管当局と警察が共同した立ち入り検査が広範囲に行われている。保持しておくべき入管関係書類というのは何かははっきりしていないが、現状ではKITAS・パスポート双方の原本を携行しておけば特に問題は起きていないようである。入管総局へ照会したところによると、入管当局の

立ち入り検査は担当官が指令書（Surat Tugas）を携行することになっている。正しい立ち入り検査なのか、金銭要求目的なのかを判断するには、指令書の有無を確認してほしいとの指摘あり。

パスポート原本携行の必要性について、J J C労働問題委員会では、出入国管理に関する法律2011年第6号71条B項「出入国管理上の監督を担当する出入国管理官から要請された場合、保有している渡航証明書または滞在許可を提示し、提出する」という点に基づき入管総局に照会をしており、口頭では入管総局側もKITAS・パスポート双方の原本を保有する必要はなかろう、との考えに理解を示してもらった。入管総局からの求めに応じて、J J Cからレターの形で照会をかけているが、公式にその返答はまだ届いていない。

なぜ入国管理官の立ち入り検査の際に現場の担当官の判断に一貫性がないのか、その背景としては、昨年10月に発令された法務人権大臣令2014年第27号の中で、シングルビザ（211）で許されている活動内容が追加され、就労とみなされる業務も含まれるようになったことが挙げられる。入管総局としては、外国からの投資をしやすい環境を整えるため、緊急な機械修理や、工場での生産管理監査などはシングルビザでの活動範囲に含めるに至った、としている。しかし入管総局に照会したところによると、実際に当局が現場で立ち入り検査をする際には、工場での業務になるので外見上就労との区別がつけづらく、新しい法令が現場の担当官までどこまで浸透しているのかはまだ未知数であり、そのような業務を行う場合には当面は就労ビザを取得して入国するのが安全だろう、とする意見が示された。工場に入る出張者は法務人権大臣令2014年第27号の第4条にマーカーを付してコピーを携行させるという対策も、リスクを低減させるのに有効ではないか。

報道によると現在、地方都市も含めて取締りは強化されている模様であり、正式な警察官なのか、悪徳警官なのか、警察を装った人間なのか、判断が難しい。悪徳警官の取締りに遭った場合は、頭では分かっている現場では威圧感もあり、動転するのでなかなかシナリオ通りに行かないことも想像できる。不当な金銭を要求してくる人間が本当に警官なのかどうかも分からないので、身の安全第一のために保守的な対応をすることも必要。むしろ早朝タクシーで空港に向かう場合には、最小限のお金しか財布には入れないようにする工夫を講じておくのはどうか。

（報告）

到着時ビザで入国した出張者が空港のパスポートコントロールで入国目的を問いただされ、鞆の中まで開けさせられて、中に入っていた凶面を見つけられたことにより、観光目的ではないと見なされ強制退去の通告を受けた、という事例があった。

会社の総務の人間が担当官と掛け合い、今回限りということで入国ができたが、以降はシングルもしくはマルチビザを取得して入国するよう指摘があり、従わない場合には次回は強制退去とするとの通告があった。

（報告）

到着時ビザでの入国チェックが厳しくなっているということもあるが、インドネシア国内でのパスポートコントロールだけでなく、シンガポールからジャカルタに戻る際、チャンギ空港のチェックインカウンターで帰りのフライトチケットの有無を確認されたという事例があった。

（報告）

工場に修理に来ていた協力会社の出張者が、V o Aで入国していたために拘束されたという事例

を報告したことがあったが、その時に聞いた話では、その工場のある地域の当局は検挙事例がないために上からハッパを掛けられて取り締まりをしていた由。

(報告) J E T R O

V I S Aに関する問い合わせが多くなってきている。特に地方に展開している企業から問い合わせを受けている。

(報告)

就労ビザを発行・更新する際に、これまでシンガポールに出張して単日で取得するというのが一般的であったと思うが、昨今単日では取得できないケースも出ている模様。出張日程に余裕を持たせる必要がある。

(報告)

3月27日午前4時頃、予約していたタクシーに乗ってグランドハイアットホテルから空港に向かったところ、ホテルから100メートルほど離れたスディルマン通りにてパトカーに横付けされ、警官からパスポートの提示を求められた。警官から難癖をつけられ、急いでいたので日本円で5千円を支払ったとの事例があった。警官とタクシーの運転手がグルであったのではないかと推察をしている。

(報告)

取り締まりに備えて、当社では日本人駐在員にはK I T A S ・パスポート双方を原本携行するよう指示をしている。

(報告) J J S

デング熱は数名の生徒が罹患したが、現在では回復して元気に登校している。また、現在緊急連絡網の試行、避難訓練の実施、安全管理の対策を行っている。

(報告) J J C

誘拐を装う詐欺電話の報告があった。特に被害はなかった。

4月16日にJ J C医療相談室の原先生が本帰国し、現在相談室は閉室している。後任は8月上旬に来イ予定であり、相談室は8月中旬ごろ再開の見込みである。

次回、海外邦人安全対策連絡協議会は、2015年6月9日(火)午前11時から。